

平成27年(ワ)第180号 損害賠償請求事件

直送済

原 告 高田一男 外150名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

被告準備書面（4）
 （原告ら準備書面（8）に対する反論）

平成29年3月1日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 田 中 秀 幸



同 青 木 翔 太 郎



同 石 川 陽 菜



第1 はじめに

原子力損害の賠償責任について民法709条が適用されないことについては、被告準備書面（2）において既に主張したとおりであるところ、本準備書面においては、原告ら準備書面（8）における原告らの主張（民法709条の審理の必要性について）に対して、必要な範囲で反論する。

なお、被告答弁書及び準備書面において定義された文言については、特に断りのない限り、本準備書面においても、同様の意味を有するものとする。

第2 原賠法及び民法709条の関係等

1. 原賠法の目的に関する原告らの主張に対する反論

(1) 原賠法は「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」の2つを目的としているところ（同法1条），原告らは、「被害者の保護」という目的について、「民法709条の適用を排除するという解釈は、当該目的に資するものではない。原賠法3条1項に基づく請求をするか、民法709条による請求をするかは被害者の選択に委ねれば良いのである。」と主張する（原告ら準備書面（8）4頁）。

ア しかしながら、法令規定の解釈は、抽象的な目的規定のみに基づいて論じられるべきものではなく、原賠法1条の目的規定のみならず、その目的を達成するために同法においていかなる法規定が置かれているかについて、その法体系全体を通じて考察することが必要である。そして、そのような観点からは、原賠法においては、「被害者の保護」という不法行為法の目的に加えて、「原子力産業の健全な発達」という異なる目的をも併せ持っております、我が国の不法行為法体系の中で特異な位置付けを有する法令となっている点に着目する必要がある。

イ このような視点から原賠法の法体系を検討すると、被告準備書面（2）においても詳述したとおり、原賠法に基づく原子力事業者の原子力損害の賠償責任は、民法709条に比して単に責任要件を厳格化する（無過失責任とする）にとどまるものではなく、被害者保護と原子力事業の健全な発達の2つを目的として、原子力事業者への責任集中、原子力事業者以外の者の責任免除、第三者への求償権の制限（故意がある場合に限

定），損害賠償措置を事前に講ずることの強制，原賠法に基づく賠償を行った場合における政府の援助等を含めて，同法により定められた一体としての，完結した原子力損害賠償制度の下で賠償が進められることにより，被害者保護のみならず，原子力事業の健全な発達に資するものとされている。

したがって，同法の適用範囲において，責任原因規定としての民法709条の適用は排除されるのである。

ウ この点は，以下の考察からも明らかとなる。

すなわち，原賠法は，原子力事業者が講すべき損害賠償措置について，同法7条2項において，「文部科学大臣は，原子力事業者が第三条の規定により原子力損害を賠償したことにより原子力損害の賠償に充てるべき金額が賠償措置額未満となった場合において，原子力損害の賠償の履行を確保するため必要があると認めるときは，当該原子力事業者に対し，期限を指定し，これを賠償措置額にすることを命ずることができる。」（傍点は被告加筆。）と規定し，また，政府の援助について，「政府は，原子力損害が生じた場合において，原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ，かつ，この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは，原子力事業者に対し，原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」（原賠法16条1項。傍点は被告加筆。）と規定し，いずれの規定の適用についても，原子力事業者が原賠法3条に基づく損害賠償義務を負うこと前提としている。

このため，仮に，原子力事業者が原子力損害について民法709条に基づく損害賠償責任をも重ねて負うとすれば，民法709条の責任を負った場合には，原賠法上用意されている賠償金の補てんとしての保険金や補償金の支払いや政府による援助が得られないこととなると解され得る。しかしながら，このような結論は，原賠法に基づく賠償制度の全

体と全く整合せず、巨額となり得る賠償金を事業者が政府による援助等もなく負うこととなることは「原子力事業の健全な発達」という目的に反することとなる上、賠償資力を原子力事業者に確保させることによって「被害者保護」を図ろうとする原賠法の目的にも反することになる。

エ 上記解釈によって、原子力損害について、民法709条の適用が排除されるとしても、被害者側には何らの不利益もない。すなわち、被害者側は、故意又は過失という民法709条に基づく責任原因の主張・立証が不要となり、加害者への責任追及が容易となるものであり、被害者救済に資することとなる。したがって、原子力損害に関して、故意または過失を要件とする民法709条の適用がなければ被害者保護に欠けることとなる、というような事情は一切存しない。

オ したがって、原賠法3条1項に基づく請求をするか、民法709条による請求をするかは被害者の選択に委ねればよいとする原告らの上記主張は、原賠法に基づく原子力損害賠償制度の全体の趣旨を正解しないものであって、失当である。

(2) 次に、原告らは、「原子力事業の健全な発達」という目的について、原子力事業者に故意または過失がある場合に民法709条に基づき責任を負担することは私法上当然であり、原子力事業の健全な発展を阻害することにはならず、また、いずれにしても原賠法3条1項に基づく賠償責任を負う以上、これに加えて民法709条に基づく責任が課されたとしても原子力事業の健全な発展を阻害することにはならないと主張する(原告ら準備書面(8)4頁)。

しかしながら、上記(1)で述べたとおり、原子力事業者が原子力損害について民法709条に基づく損害賠償責任を負うとすれば、原賠法上用意されている賠償金の補てんとしての保険金や補償金の支払いや政府による援助も得られないとの解釈が成り立ち得る。このような帰結により、

原賠法に基づく賠償制度を前提に事業を行う原子力事業者にとって将来の損害賠償義務の範囲が不明確となるばかりか、原子力事業者と取引関係に立つ者が安定的に取引関係を継続することができなくなり、「原子力事業の健全な発達」という原賠法の目的を没却することになる。

また、原賠法は、「第三条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。」(原賠法5条)と規定しており、これは、原子力関連の事業者において、原子力事故により原子力事業者が賠償義務を負う場合に、多額の求償権を行使されるおそれがあることになると、安んじて原子力事業者と取引を行うことができないことから、原子力損害賠償責任を原子力事業者に集中させ、当該原子力事業者には事前に損害賠償措置義務を講ずることを義務付けて、賠償資力を備えさせるとともに、その裏面において、原子力事業者から第三者である原子力関連の事業者(メーカー等)に対する求償権を当該第三者に故意がある場合に限定したものであり、民法上の原則を原子力事業の健全な発達を図ることを目的として大きく修正しているものである。

したがって、仮に、原子力事業者が原子力損害について民法709条に基づいて損害賠償責任を負うとすれば、原賠法5条は適用されないため、原子力事業者が原子力関連の事業者に対して軽過失があるにとどまる場合にも多額に及び得る求償権を行使することが可能となるが、その場合には、原子力関連の事業者が安んじて原子力事業者と取引できないこととなり、「原子力事業の健全な発達」という原賠法の目的に反する結果となり、原賠法の法体系に基づき取引関係に入った原子力関連の事業者との関係での法的安定性を大きく損なうことが明らかである。

このように、民法の特別法たる原賠法が「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という2つの目的を特に達成しようとしていることを踏まえると、後者の目的を有しない一般法たる民法上の不法行為の規定が「原子力損害」に対して重疊的に適用されると解することは、原賠法の立法目的を明らかに没却する結果となる。

したがって、原告らの上記主張も失当であり、原子力損害の賠償責任については民法709条が適用されることが想定されていない（適用が排除される）と解することが相当である。

（3）原賠法4条1項の規定との関係

原告らは、原賠法4条1項において、原子力事業者以外の第三者について民法709条の責任は排除されているが、原子力事業者自身の責任については一切規定されていないから、原子力事業者については民法709条による責任は排除されていないと解釈されると主張する（原告ら準備書面（8）5頁）。

しかしながら、被告準備書面（2）において主張したとおり、原賠法4条1項は、「前条の場合においては、同条（原賠法3条）の規定により損害を賠償する責めに任すべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」（下線及び（）内は被告が加筆。）と規定しており、原子力事業者の賠償責任発生の根拠規定を同法3条に限定している。そして、それ以外の者の責任免除を行うことによって、原賠法のみによって完結する特別の賠償制度を創設しているものである。

したがって、原子力事業者自身の責任については一切規定していないという原告らの主張は誤りであり、同法4条1項は、原子力事業者の責任を原賠法3条の責任に限定しているものであるから、原告らの上記主張も当たらぬ。

（4）裁判例について

原告らは、被告が引用する水戸地裁及び東京地裁の判決について先例としての意味を有しないと主張している（原告ら準備書面（8）5～7頁）。

しかしながら、裁判例の状況については、被告準備書面（2）において追加して主張したとおりであり、原子力損害について民法709条の適用が排

除されるとの判断については、高裁レベルにおいても一貫して示されている状況にある。

したがって、原告らの上記主張も当たらない。

(5) まとめ

以上のとおりであり、原子力損害の賠償責任について、民法709条は適用されない。

2 慰謝料算定における被告の過失の審理の要否に関する主張に対する反論

原告らは、本件訴訟において、慰謝料算定のために被告の過失が審理の対象とされるべきであると主張する（原告ら準備書面（8）7～8頁）。

しかしながら、原告らは、訴状58頁以下の「第8 被害実態」「第9 原告らの受けた被害の実態」「第10 損害」「第11 原告らの損害」において、被告の故意・過失に言及せず、本件事故による放射能汚染の状況、南相馬市における状況、避難状況や避難態様等を理由に、「平穏生活権の侵害」として、一律1人あたり月額35万円の慰謝料を請求するとともに、本件事故当時、本件原発から半径20キロメートル圏内に居住していた原告らについて「故郷（ふるさと）喪失慰謝料」として1人あたり2000万円の慰謝料を、本件原発から半径20キロメートル圏外30キロメートル圏内に居住していた原告らについて「故郷（ふるさと）変質・変容慰謝料」として1人あたり1000万円の慰謝料を請求している。したがって、慰謝料算定のために被告の過失が審理の対象とされるべきであるとする原告らの上記主張は、そもそもその前提を欠く。

また、本件地震については、被告答弁書5～7頁においても述べたとおり、我が国における地震に関する専門機関である文部科学省地震調査研究推進本部（地震本部）においても「想定外であった」とされ（乙A22），中央防災会

議においても「想定をはるかに超えた大きな地震・津波」とされているものであり（乙A23、乙A24），このように専門機関においてすら予想・予見できなかつた自然事象について，被告が，客観的な根拠に基づいて本件事故前に予見し得た又は予見していたということができないことは明らかである。原告らにおいても，上記のとおりの文部科学省地震調査研究推進本部（地震本部）及び中央防災会議の科学的な事後評価が誤っているなどと主張するものではないと考えられる。

一般論として，精神的損害の慰謝料の額の算定に当たって加害者の故意・過失の有無・程度が影響を及ぼし得るとの考え方があることについては否定しないものの，東日本大震災に起因する本件事故に関しては，地震に関する専門機関を含めて誰もが予想をしていなかつた程度の地震及びそれに基づく津波によるものであることを踏まえれば，本件事故による被害者の精神的損害については，被害者が受けた精神的苦痛の内容及びその程度という被害実情に即して，相当な慰謝料が定められるべきものである。

したがつて，かかる観点からも，慰謝料算定のために被告の過失が審理の対象とされるべきであるとする原告らの主張は失当である。

以 上